

名古屋港管理組合請負工事検査要綱

平成18年8月1日訓第15号

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋港管理組合工事施行規程（昭和39年訓令第12号。以下「施行規程」という。）に基づき、本組合が行う工事の検査について必要な事項を定め、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の適正かつ効果的な施工の確保及び品質確保を図ることを目的とする。

(検査職員)

第2条 検査職員は、施行規程第34条により指定された者とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完了検査 完了検査は、次の場合に行うものとする。

ア 工事が完了したとき。

イ 施行規程第31条第2項に規定する指定部分（以下「指定部分」という。）に係る工事が完了したとき。

(2) 出来形検査 出来形検査は、次の場合に工事の既済部分について行うものとする。

ア 部分払をしようとするとき。

イ 違約金を徴収して契約期間を延長しようとするとき。

ウ 契約を解除しようとするとき。

(3) 部分検査 部分検査工事目的物の引渡し前に、その全部又は一部について部分使用の必要が生じた場合に行うものとする。

(4) 中間検査 中間検査は、完了検査を補完するために工事途中において必要により行うものとする。

(検査の手続)

第4条 監督職員は、完了届（指定部分に係る完了届を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）の提出があった場合は、事実を確認の上、完了確認書（施行規程様式第14号）に当該完了届を添付して担当部長に提出し、検査に付するものとする。

2 監督職員は、出来形検査請求書の提出があった場合は、出来形を確認の上、出来形確認書（施行規程様式第12号）に出来形調書、出来形図及び当該出来形検査請求書を添付して担当部長に提出し、検査に付するものとする。

3 監督職員は、部分使用について受注者の承諾が得られた場合は、当該部分の完了を確認の上、部分検査願（施行規程様式第13号）及び部分検査図を担当部長に提出し、検査に付するものとする。

4 検査職員は、検査を実施する場合は監督職員に検査実施の通知をする。

(検査の時期)

第5条 完了検査は、完了届を受理した日から14日以内に行うものとする。

2 出来形検査は、出来形検査請求書を受理した日から14日以内に行うものとする。

3 部分検査及び中間検査は、必要なときに行うものとする。

（検査の準備）

第6条 監督職員は、検査前において次に掲げる事項について措置するものとする。

（1）受注者に対する検査実施の通知

（2）必要により工事現場における起点、終点、測点、仮BM等の表示又はその指示。ただし、疑義がある場合は、検査職員と協議すること。

（3）設計図書、施工計画書、工事日報、品質管理資料、工事記録写真、監督記録簿その他必要な工事関係図書の整備

（4）別表に掲げる検査用具のうち、当該検査に必要な用具の準備又はその指示

（検査の立会い）

第7条 検査は、監督職員が立ち会い、受注者においては、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会いのもとに行うものとする。

（検査の方法）

第8条 検査は、当該工事の出来形を対象とし、別に定める名古屋港管理組合請負工事検査基準に基づき工事の実施状況、出来形及び品質等について確認し、可否の判定を行うものとする。

（完了検査の結果）

第9条 検査職員は、完了検査を行ったときは、完了検査調書（施行規程様式第26号）を作成し、完了図を添付して担当部長に提出しなければならない。この場合において、検査の結果、その給付に不完全な部分があり、修補（軽易な修補を除く。）の必要があると認めたときは、完了検査調書に修補調書（施行規程様式第26号の2）を添付して担当部長に提出しなければならない。

2 担当部長は、完了検査の結果が合格と認めたときは、受注者に完了検査終了後7日以内に完了検査合格通知書（名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号）様式第95号）を、監督職員に検査結果通知書（施行規程様式第15号）を送付するとともに、建設部長にその旨を通知しなければならない。

（出来形検査の結果）

第10条 検査職員は、出来形検査を行ったときは、出来形検査調書（施行規程様式第21号）を作成し、出来形図を添付して担当部長に提出しなければならない。

2 担当部長は、出来形検査調書を受理し、出来形を確認したときは、受注者及び監督職員に対して出来形検査確認通知書（施行規程様式第22号）を送付しなければならない。

（部分検査の結果）

第 1 1 条 検査職員は、部分検査を行ったときは、部分検査調書（施行規程様式第 2 3 号）を作成し、部分検査図を添付して担当部長に提出しなければならない。

2 担当部長は、部分検査調書を受理し、工事の一部が完成していることを確認したときは、受注者及び監督職員に対して部分検査確認通知書（施行規程様式第 2 4 号）を送付しなければならない。

（中間検査の結果）

第 1 2 条 検査職員は、中間検査を行ったときは、中間検査報告書（施行規程様式第 2 5 号）を作成し、中間検査図を添付して担当部長に提出しなければならない。

2 担当部長は、中間検査報告書を受理し、対象部分を確認したときは、受注者及び監督職員に対して中間検査確認通知書（施行規程様式第 2 5 号の 2）を送付しなければならない。

（修補の命令）

第 1 3 条 担当部長は、第 9 条第 1 項後段の規定により修補調書の提出があった場合で、完了検査の結果が不合格と認めたときは、受注者に対して完全履行を要求するとともに、監督職員に対してその旨を通知しなければならない。

2 検査職員は、第 9 条第 1 項後段に規定する軽易な修補を要する場合は、受注者に期限を定めて修補指示書（施行規程様式第 2 7 号）により修補を指示するとともに、修補通知書により監督職員に通知し、かつ、完了検査調書及び修補指示報告書（施行規程様式第 2 7 号の 2）を担当部長に提出しなければならない。

3 監督職員は、前項の規定により指示された修補が終了したときは、受注者から直ちに修補補正完了届を提出させ、当該修補を確認の上、当該修補補正完了届に修補終了確認書及び工事記録写真等を添付して検査職員に提出しなければならない。修補終了確認書の提出により検査職員は修補の終了を確認することができる。

4 検査職員は、前項の修補補正完了届を受け取ったときは、当該修補補正完了届に修補終了確認書及び工事記録写真等を添付して担当部長に提出しなければならない。

5 検査職員は、第 1 項の規定により受注者が修補を完了した場合にあっては、修補箇所について再検査を行うものとする。この場合における検査及び給付に係る修補については、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条から第 9 条まで及び前各項の規定を準用する。

（準用）

第 1 4 条 建設部長及び担当部長が必要と認める委託業務については、この要綱の規定を準用する。ただし、完了検査は、完了届を受理した日から 1 0 日以内に行うものとし、出来形検査は、出来形検査請求書を受理した日から 1 0 日以内に行うものとする。

（その他）

第 1 5 条 検査職員は、検査の結果必要があると認めるときは、設計、施工及び監理に関する改善その他について監督職員に対して指導又は助言することができる。

附 則

この訓は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓第 23 号）

この訓は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年訓第 3 号）

この訓は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年訓第 7 号）

この訓は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

検査用具

区分	用具
共通	布テープ、スチールテープ、コンベックス（5m）、ポール、ピンポール、水系、垂玉、こう配定規、トランシット、レベル、光波測量機、深浅測量機、シュミットハンマー、検査用ハンマー、ノギス、塗膜厚測定計、接地抵抗測定計、絶縁抵抗測定計、電位測定器、脚立及びはしご
破壊検査用具	つるはし、のみ、スコップ、ハンマー、コアカッター及び削岩機
保安施設 保安器具 保護具	A 型防護柵、安全帽、酸素濃度測定器、安全帯及び命綱

（注）工事内容に応じて必要な用具を準備する。なお、疑義がある場合は、検査職員と協議すること。